

十九八	七六五	四	三二一	の成省〇
償發發	振額最發	發	用振の法發号名	平發行國債の發行等に關する
還行行	替低額行	行	等替條律行稱及	成令第三十號～第百六十
期価	單面	方	法項及の根及び記	二十五年四月～第七條第
限格日	位金額	法	適の適そ拠	五年五月～次のとおり告示

當た平十額平す額の振  
ただ成錢面成るの記替  
るし二六金二。整載法  
と、十厘額十數又の  
き償六百五倍は規  
は還年円の記定  
、期四に四金錄に  
それが月つ月額はよ  
の銀二き二に、るよ  
翌行十九二十、最振  
當休業日十九日、低替  
業業日九円も額口  
日にに、の面座と金簿

千額引日振の以律社條九特  
万面受本替適下へ平成十三年法律第  
円金け銀機用「振替法」の規定。その  
額で二千二億八千萬円  
行には日本銀行とし、その  
による借換えのための  
には受けるものとし、その  
株式等の振替に関する法  
には日本銀行とする。その  
行を受けるものとし、その  
には受けけるものとし、その  
に、の規定。

国庫短期財務証券大臣（第三百六十四回）	麻生太郎	昭和五十七年大藏
（第三百六十四回）		平成二十一年五月十四日
		に次のとおり告示
		第百六十号～第七條第
		三項の規定に基づき、平
		成令第三十號～第百六十
		年五月十四日
		に發行した割引短期國債
		（昭和五十七年大藏
		五百六十回）

十  
三

払場元償  
込所金還  
期支金  
日払額

平  
成  
二  
十  
五  
年  
四  
月  
二  
十  
二  
日

日額償  
本面還  
銀金金  
行額を  
百支  
円払  
にう  
つ。  
き  
百  
円